

議案第39号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の123の2の項を次のように改める。

<p>123の 2 長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律（平 成20 年法律 第87 号）第 6条第 1項の 規定に 基づく 長期優 良住宅 建築等 計画の 認定の 申請に 対する 審査</p>	<p>長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときはアの（ア）の（1）、アの（イ）の（1）又はアの（ウ）の（1）に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときはイの（ア）の（1）又はイの（イ）の（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項又は92の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ア 住宅を新築しようとする場合 次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>（ア）申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>（1）100平方メートル以内のもの 7,200円</p> <p>（2）100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>（3）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>（4）1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>（5）2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 61,000円</p> <p>（6）5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 104,000円</p> <p>（イ）申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合</p> <p>（1）100平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>（2）100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>（3）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 92,000円</p> <p>（4）1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 172,000円</p> <p>（5）2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 295,000円</p> <p>（6）5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 455,000円</p> <p>（ウ）（ア）及び（イ）以外の場合</p> <p>（1）100平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>（2）100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 109,000円</p>	<p>認定 申請 の と き。</p>
---	--	---	-------------------------------------

	<p>(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 175,000円</p> <p>(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 345,000円</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 617,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1,062,000円</p> <p>イ 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(ア) 申請に併せてアの(ア)に規定する書類が提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 33,000円</p> <p>(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 151,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの 68,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 255,000円</p> <p>(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 504,000円</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 903,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1,552,000円</p>	
--	--	--

別表第1の123の3の項中「の床面積」の次に「の合計」を加え、「123の2の項アの(1)から(6)まで、イの(1)から(6)まで又はウの(1)から(6)」を「当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、123の2の項アの(ア)の(1)から(6)まで、アの(イ)の(1)から(6)まで又はアの(ウ)の(1)から(6)」に、「123の2の項アの(1)、イの(1)又はウの(1)」を「同項アの(ア)の(1)、アの(イ)の(1)又はアの(ウ)の(1)に掲げる額」、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、同項イの(ア)の(1)から(6)まで又はイの(イ)の(1)から(6)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項イの(ア)の(1)又はイの(イ)の(1)」に改める。

別表第1の123の8の項の次に次のように加える。

123の9. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づ	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)			認定申請のとき。
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第	(1) 一戸建ての住宅	5,100円	
			(2) (1)以外の建築物	住戸ごとの申請の場合	

く建築物エネルギー消費性
能向上計画の申請に
対する審査

30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

			一戸以上2,000平方メートル未満のもの		
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円	
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	81,000円	
一の建築物の申請の場合	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	81,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
	非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	128,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	161,000円	
イ以外の場合	(1) 一戸建ての住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	38,400円	
	(2) (1)以外の建築物	住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円

			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	281,000円	
一の建築物の申請の場合	住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	281,000円	
	非住宅部分	モデル建物法による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第8条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準による場合をいう。）		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	309,000円
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	371,000円
				標準入力法等による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準による場合をいう。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円		
			当該部分の床面積の	763,000円	

						合計が1万平方メートルのもの		
123の 10 建築物のエネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					変更認定申請のとき。	
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅					3,700円
			(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			6,900円
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			15,000円
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			32,000円
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの			57,000円
			一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			6,900円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			15,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			32,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの			57,000円
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			6,900円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			19,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			56,400円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			90,000円
		当該部分の床面積の		113,000円				

				合計が1万平方メートルのもの			
イ ア 以 外 の 場 合	(1) 一戸建ての住宅			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	27,000円		
	(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	197,000円	
	一の建築物の申請の場合	住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	197,000円	
		非住宅部分	モデル建物法による場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合をいう。)			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	260,000円				
	標準入力法			当該部分の床面積の	159,100円		

					等による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準をいう。）	合計が300平方メートル未満のもの		
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円	
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	535,000円	
123の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額						認定申請のとき。
	ア	申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅				5,100円	
			(2) (1)以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		46,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの		81,000円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		27,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		80,400円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		128,000円	
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの		161,000円	
	イ	ア以外の場合	(1) 一戸建ての住宅	性能基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		34,400円	

			号イ（１）及びロ（１）に定める基準による場合をいう。以下同じ。）	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	38,400円
			仕様基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（２）及びロ（２）に定める基準による場合をいう。以下同じ。）	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	19,100円
(2) (1) 以外の建築物	住宅部分	性能基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	281,000円	
		仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	157,000円	
	非住宅部分	モデル建物法による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合をいう。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	309,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	371,000円	

				標準入力法等による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準による場合をいう。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	763,000円

別表第1の備考を次のように改める。

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

住宅の増改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を定める等の必要がある。